

令和8年度インターネットモニタリング業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度インターネットモニタリング業務

2 契約期間 契約締結から令和9年3月31日まで

3 委託内容

(1) インターネットモニタリング

受注者のシステム又は人員を利用しインターネットの閲覧を行い、神奈川県内における、同和問題（部落差別）、本邦外出身者に対する差別、障がいを理由とする差別に関する投稿の有無を確認する。

① 検索方法

発注者が指定する検索キーワードに基づき、インターネット上の情報等を収集・抽出し、モニタリングを行う。なお、検索キーワードについては、発注者が指定する語とし、随時追加・変更できるものとする。また、受注者が追加・変更すべきものがある場合は、発注者へ提案することとする。

② 実施日

毎週1週間分の投稿を（2）①に規定する結果報告書の提出日までに確認する。

③ 各投稿の区分け

モニタリング内容を区分けし、国が作成した通知等（別添1～2）に基づき、客観的な基準に沿って該当する類型へスコアリングする。

④ 検索範囲

総務省が、情報流通プラットフォーム対処法第20条第1項に基づき、指定する大規模特定電気通信役務提供者のサービス（X、YouTube、Yahoo!知恵袋、Threads等）や5ちゃんねる、2ちゃんねるを含む各種掲示板、各種ブログ、各種まとめサイトのほか、発注者と受注者で協議の上追加するサイト等

(2) モニタリング結果の報告

① 結果報告書の作成

上記（1）のモニタリングの結果をもとに、同週最終モニタリング実施日付で報告書（様式1）を作成すること。

② 結果報告書の提出・方法

報告書については、作成後速やかに紙媒体及び電子メールにより神奈川県共生推進本部室へ提出する。

なお、添付資料として（様式1）に記入したサイト内の差別的書き込みにあたる部分は、画面キャプチャ等で内容を保存し、紙媒体で提出すること。

また、掲示板での書き込みの場合は、該当箇所がわかるよう工夫すること。

③ 結果報告会への出席

上記（2）①で作成した結果報告書に基づき、毎月1回1時間程度神奈川県庁周辺で結果報告を行う。なお、打合せに必要な資料の作成は受注者で行うこ

ととする。

(3) プロバイダへの通報

受注者は、発注者の指示に従い、「使者」として機械的に業務を行うこととし、通報に係る法的評価や、通報時に使用する文面の作成・判断は発注者が行う。

発注者が結果報告を確認の結果、検索結果のうち差別を助長し誘発するような書き込みであり、通報すべき内容であると判断した投稿について、発注者の指示に従い、各プロバイダの利用規定に基づきプロバイダへ通報する。

(4) 削除結果等の確認

上記(3)にて対応した投稿について、削除状況を確認し、発注者へ定期的に報告する。

(5) アドバイザーへの謝金

本県の人権上の課題を把握するため、インターネットモニタリング事業検討委員会(仮称)の委員から必要に応じて、意見聴取する。その際、1回につき19,000円を支払うこととし、上限は3回とする。

4 その他

(1) 賠償責任及び負担割合については、「令和8年度インターネットモニタリング業務委託契約書」第15条のとおりとする。

(2) 受注者は、事業の受託により得られた情報に関して、委託事業終了後においても守秘義務があること。また、情報セキュリティ対策を講じることとし、情報を保持する場合は、適切に保管すること。

(3) 受注者は、事業実施に際して、発注者と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況等において疑義が生じたときは発注者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者の協議により決定するものとする。